

## 熊本市資格審査の基本的方針及び基準（平成 20 年度）

### 1 客観的数値について

客観的数値については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の規定による平成 6 年建設省告示第 1461 号「経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び関係通知により配点する。

### 2 主観的数値について

主観的数値については、工事成績、関係法令違反等について別表により配点する。

### 3 総合数値について

総合数値については、客観的数値と主観的数値を合計した数値とする。

### 4 格付け（ランク付け）について

- (1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事の 6 業種について格付けを行う。
- (2) 完成工事高が 0 円のものについては、格付けの対象としない。
- (3) 各業種の格付けは、別表に掲げる総合数値により行う。

### 5 新規業者等の取扱について

- (1) 土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事については、新規業者をそれぞれの業種の最下位ランクとする。
- (2) 電気工事、管工事及び造園工事については、新規業者及び 2 年目の業者をそれぞれの業種の最下位ランクとする。

### 6 前年より 2 ランク以上上昇した業者の取扱について

前年より総合数値が急上昇して 2 ランク以上上昇した場合であっても、1 ランクの上昇にとどめる。

### 7 発注標準金額と年間平均工事高の関係について

総合数値で上位のランクにあっても、年間平均完成工事高が当該ランクの発注標準金額の上限に満たない場合は、その年間平均工事高に見合う下位ランクにとどめる。

### 8 土木一式工事のランクの取扱について

- (1) 一般建設業許可の A クラスの業者は、B クラスにとどめる。
- (2) 一級技術者の必要数（3 名）を欠く A クラスの業者は、B クラスにとどめる。
- (3) 年間平均完成工事高が 1 億 5 千万円に満たない A クラスの業者は、B クラスにとどめる。
- (4) 自己資本額が 4 千万円に満たない A クラスの業者は、B クラスにとどめる。

## 9 建築一式工事のランクの取扱いについて

- (1) 一般建設業許可のAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 一級技術者の必要数(3名)を欠くAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 一級技術者のいないBクラスの業者は、Cクラスにとどめる。
- (4) 年間平均完成工事高が2億4千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (5) 自己資本額が4千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (6) 鉄筋工事の経歴がないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

## 10 電気及び管工事のランクの取扱いについて

- (1) 一級技術者のいないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 年間平均完成工事高が5千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 自己資本額が1千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

## 11 舗装工事のランクの取扱いについて

- (1) 一級技術者のいないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 年間平均完成工事高が6千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 自己資本額が3千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。

## 12 造園工事のランクの取扱いについて

- (1) 一級技術者のいないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (2) 年間平均完成工事高が3千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。
- (3) 自己資本額が1千万円に満たないAクラスの業者は、Bクラスにとどめる。